

(写)

生食発0630第7号
28消安第1574号
28水漁第434号
平成28年6月30日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長

水 産 庁 長 官

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

EU向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき取り扱っているところです。

今般、輸出環境の整備を図る等の観点から、本要領を別添新旧対照表のとおり改正し、衛生証明書の発行手続における荷口の確認、養殖場及び生産漁船の登録内容等について変更したので、御了知いただくとともに、貴管内関係業者等への周知について、よろしく申し上げます。